

被災農家営農再開緊急対策事業 (台風第18号による保管米被災農家向け)

【85百万円】

対策のポイント

台風第18号の影響により、保管していた米が浸水する等多大な影響を受けた農家の営農再開を支援します。

<背景／課題>

これまでに例のない甚大な被害をもたらし、激甚災害指定された台風第18号に伴う堤防の決壊等により浸水・冠水の被害を受けた地域では、収穫後の米は農作物共済の補償対象とならないことから、収穫した米の保管庫の被災により多大な影響を受け、今後の営農再開が危ぶまれる事態が発生しています。

政策目標

台風第18号の影響により保管していた米が被災した農家の営農再開

<主な内容>

台風第18号の影響により平成27年産米を保管していた倉庫等が浸水し、米が出荷できなかった農家が平成28年に水田における営農を再開するために、市町村が営農再開計画を策定し、その計画に基づいた取組を被災農家が行う場合、以下の条件で支援します。

(1) 助成対象者

台風第18号の影響により倉庫等に保管していた平成27年産米が被災した農家

(2) 支援対象

平成28年産の営農再開の準備（種苗、肥料・農薬の準備、被害農地の土づくり、営農再開のために行う取組の附随的作業（瓦礫除去等）など）

(3) 補助金額

営農再開の準備に必要となる経費の一部

(4) 交付要件

被災農家が平成28年に営農を再開すること。事業実施主体は同様の被害が起きないよう対策を講じること（民間保険加入の周知など）

〔補助率：1／2以内（国庫補助の対象となる金額の上限：70,000円／10a）
事業実施主体：市町村〕

附随事務費

都道府県や市町村が支援金の交付に係る業務を実施するために必要となる事務経費を支援します。

〔補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村〕

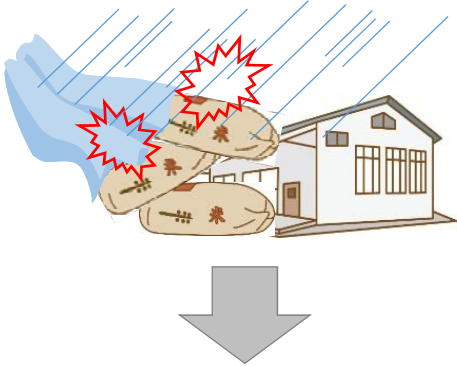
[お問い合わせ先：政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)]

被災農家営農再開緊急対策事業 (台風第18号による保管米被災農家向け)

台風第18号の影響により、保管していた米が被災した農家の営農再開を支援します。

台風第18号による 保管米の被害

台風第18号の影響により、収穫後、出荷するまで自宅倉庫等に保管していた米に浸水・流出等の被害が発生。



収入が失われ、翌年作の営農準備に入ることができない。

※①収穫前に被災した場合、農作物共済の補償対象となり、②収穫後、共同乾燥調製施設へ搬入したり、出荷した後は、民間保険などにより補償が行われている。

事業内容

市町村が営農再開計画を策定

計画に基づき、被災農家が
営農を再開するための取組を実施

- ・土壌診断
- ・土づくり
- ・耕起・整地
- ・種苗の準備
- ・肥料の準備
- ・農薬の準備
- ・育苗資材等その他材料の準備
- ・営農再開のために行う上記取組の
附随的作業(ゴミ・瓦礫の除去、
農地等の簡易な補修等)



など

上記営農再開の準備に必要な経費に対し、
営農再開支援金を助成

実施体制・補助率

事業実施主体:市町村

国の補助率:1/2以内
(国庫補助の対象となる
金額の上限:

70,000円/10a)

◇ 事業実施主体は、同様の被害が起きないように対策を講ずる(民間保険加入の周知など)こととしています。